

認可保育施設利用に係る待機児童数（令和7年4月1日時点）

1 要旨

静岡市における、令和7年4月1日時点での、市が認可した保育所等の利用（認可保育施設利用）に係る「待機児童数」は0人となりました。

一方で、「保育所等の利用ができなかった児童数」（待機児童数+待機児童には算定されないものの保育所等の利用ができなかった児童数）は204人となっており、引き続き、保育所等の利用ができなかった児童の状況分析を行い、希望する児童が保育所等を利用できるよう、必要な対策を実施していきます。

2 待機児童

「待機児童」とは、保育の必要性の認定を受け、保育所等の利用申込がされているものの、実際には利用できなかった児童のうち、次のアからエを除いた児童です。

- ア 保護者が復職の意思がなく育児休業を延長した児童
- イ 保護者が求職活動を休止している児童
- ウ 送迎に無理のない園（自宅から30分未満で登園が可能な園）を斡旋したものの、保護者が特定の園への入園を希望し、入園を見送った児童
- エ 他の施設（幼稚園等）を利用することとなった児童
（国の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく定義）

静岡市では、上記のア～エに該当する児童も、「待機児童数」には算定されないものの「保育所等の利用ができなかった児童」として集計を行っています。

3 集計結果速報値(令和7年4月1日時点)

(1) 待機児童数等

- ・待機児童数 0人（前年度比▲8人）
- ・保育所等の利用ができなかった児童数 204人（前年度比▲54人）

表1 申込児童数等（認可保育施設申込分） (人)

区分		令和7年4月	令和6年4月	増減
利用定員数	A	15,668	15,811	▲143
申込児童数	B	13,343	13,833	▲490
利用児童数	C	13,139	13,575	▲436
利用ができなかった児童	D =B-C	204	258	▲54
他施設を利用	E	9	5	4
求職活動を休止	F	5	0	5
特定の保育所等のみ申込み	G	179	181	▲2
育児休業延長	H	11	64	▲53
小計	I =E+F+G+H	204	250	▲46
待機児童数	K =D-I	0	8	▲8

【次頁あり】

(2) 待機児童等の解消のために静岡市が実施した対応

待機児童等を解消するため、令和7年4月の入園調整では、1次選考時点（1月中旬の入園結果通知発送時点）で不足していた1歳児の入園枠を増やすため、市立こども園の2歳児の入園枠を1歳児に回す調整や、私立園に対し募集枠を増やしていただくよう調整を行い、待機児童等の解消に努めました。結果として、待機児童をゼロとすることができました。

(3) 年齢別の入園状況

令和7年4月時点の入園枠数の総数は14,811人です。市内全体では、1,672人分が残枠となっています。年齢別の内訳は、表2のとおりで、「保育所等の利用ができなかった児童」204人を上回る残枠が生じています。

数字上は、残枠があるように見えますが、実際は次のとおりです。

- ① 各園各年齢別の枠は、保育士の人数に対し、受け入れ枠が決定されます（例えば、5歳児であれば、保育士1人に対して25人の児童の枠となります。）。したがって、ある園で保育士1人で5歳児25人の受入れ枠があったとしても、希望者が20人のときは、見かけ上5人が残枠となります。しかし、その残枠を1歳児に回すことはできません。
- ② 0歳児については、年度途中で申し込みが発生するので、一定の枠を残しておく必要があります。

【参考】保育士1人当たりで対応する児童の人数

- (0歳児)・・・保育士1人で児童3人
- (1歳児、2歳児)・・・保育士1人で児童6人
- (3歳児)・・・保育士1人で児童15人
- (4歳児、5歳児)・・・保育士1人で児童25人

表2 令和7年4月入園の状況（年齢別）

(人)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
入園枠数	1,130	2,344	2,713	2,875	2,835	2,914	14,811
保育所等の数	185	187	187	150	150	150	150
入園数（利用児童数）	707	2,206	2,571	2,599	2,481	2,575	13,139
残枠数	423	138	142	276	354	339	1,672
利用ができなかった児童	37	109	51	6	0	1	204
他施設を利用	0	5	4	0	0	0	9
求職活動を休止	0	4	1	0	0	0	5
特定の保育所等のみ申込み	30	97	45	6	0	1	179
育児休業延長	7	3	1	0	0	0	11

【次頁あり】

4 今後の対応

令和7年4月入園の待機児童数は0人となりましたが、静岡市には、依然として、「保育所等の利用ができなかった児童」が204人生じていることや、0歳児の入園申込による年度途中の待機児童の発生といった課題があります。

新たな保育所等を整備することで待機児童等の課題を解消する方法も考えられますが、将来の人口減少を考慮すると、中期的には過剰供給となり、施設の維持修繕費等の将来への財政負担が生じる恐れが考えられます。

そこで、静岡市では、以下の対策により、入園枠数を増やし、課題の解消に取り組んでいきます。

(1) 既存の入園枠数の効率的な活用

利用申込の多い年齢（1歳児等）の入園枠数を増加させるため、市立こども園の入園枠を調整し、不足に対応するとともに、私立園に対しても不足している年齢の募集枠を増やすなどの見直しを働きかけます。

(2) 事業所内保育施設の活用

企業等が従業員のために設置する認可外の事業所内保育施設で、従業員以外の地域の児童の受入れを推進し、不足する入園枠数を確保します。企業等には、従業員以外の地域の児童を受け入れる枠を設置する場合、事業所内保育施設を設置するための整備費用や運営に係る費用の一部を市から助成します。

(3) 私立保育所等への保育士を確保のための人件費の助成

年度途中の利用申込が多い0歳児を各園が安定的に受け入れることができるよう、私立保育所等に対して、0歳児担当保育士を確保するための人件費の助成を行います。

【担当： こども未来局 こども未来課 054-354-2603】